

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年8月26日

三朝町長

三朝町条例第14号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（助成） 第3条 略 2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。 （1）別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第25項</u>に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）にあっては、医療費の全額 ア・イ 略 （2）～（4） 略	（助成） 第3条 略 2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。 （1）別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第24項</u>に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）にあっては、医療費の全額 ア・イ 略 （2）～（4） 略

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。